

白川町通学支援補助金に関する Q & A

Q：支援の目的は？

A：これまで支援がなかった通学区分（自転車通学及び自家用車通学）について制度化することで通学支援を拡充するものです。

Q：支援の対象者は？

A：通学用自転車購入補助は中学生（令和7年度以降の新入生）、自家用車通学補助は、小・中学生（令和7年度以降の在校生）が対象です。

Q：自転車を購入すれば補助の対象となりますか？

A：通学用の自転車の購入が対象となりますので、常時の通学に使用しない自転車の購入は対象外です。申請時に所属の学校長の証明が必要となります。常時の通学とは平日のことをいい、休日のクラブ活動のみは対象外です。

Q：電動アシスト自転車を補助対象とする理由は？

A：本町のような地形（高低差がある地域）でも電動アシスト自転車を使用することにより自力通学が可能となればこの制度の利用促進につながるものと考えます。

Q：自転車購入補助は1回のみですか？

A：新車の自転車購入に対する支援を考えており、生徒1人につき1回の補助となります。

Q：スクールバス通学者が、バス乗降所まで使用する自転車を購入する場合や自家用車送迎をする場合は補助の対象となりますか？

A：本制度は自宅から学校までの通学を支援する目的であり、原則として1人につき1つの支援を考えています。スクールバス運行は町が行う通学支援の1つであり、自宅からバス乗降所までの移動に関し、自転車購入や自家用車通学の補助を受けることはできません。

Q：保護者への周知はどのように行われますか？

A：今回のお知らせに加え、3月末に発行する広報しらかわ4月号や町ウェブサイト等で必要な情報を随時お知らせします。

Q：補助金の申請時に必要な添付書類を教えてください。

A：通学用自転車購入補助は、①経費の領収書、②購入した自転車の保証書（いずれも写し）が必要となります。